報告第2号

# 專 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

記

損害賠償の額を定めることについて

#### 処分理由

事故による損害賠償の額を定めることにつき、相手方の損害を早期に解消する必要があり、急施を要したので専決処分したもの。

専決第2号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規 定により、専決処分する。

平成24年8月19日

芦屋市長 山 中 健

記

1 相手方

### 2 事故の概要

保育所において,調理師が1歳児室にいた児童に気付かずにぶつかり,持っていた片手鍋のお湯を児童にかけ,火傷を負わせたもの。

3 損害賠償額 金1,114,193円

#### 参照

損害賠償の額を定めることについて

## 1 事故の概要

平成23年4月18日, 保育所において,調理師が離乳食の食材を煮ていた片手鍋を持って,1歳児室を通り,調乳室に向かおうとした際,1歳児室にいた児童に気付かずにぶつかり,片手鍋に入っていたお湯が当該児童にかかり,火傷を負わせたもの。

- 2 損害賠償の額 金1,114,193円
  - 内訳
    - (1) 治療費,看護料等 金159,527円
    - (2) 慰謝料 金954,666円
- 3 損害賠償金の補填

損害賠償金は、全額が保険会社から補填される。